

平成26年11月20日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 市木 敦之



### 占用許可申請に対する意見書

(守山市 (仮称) 野洲川中洲地区河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵占調第3号にて意見照会  
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い  
たします。

#### 占用許可申請施設の概要

名 称	(仮称) 野洲川中洲地区河川公園
場 所	守山市幸津川町地先 (左岸 1.6k付近~2.4k付近)
主 な 施 設	自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、緩傾斜護岸
申 請 者	守山市
占 用 面 積	約3.05ha(予定)

## 1. 委員会としての判断・意見

「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」は、守山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみのある野洲川の復活」、「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を目的として計画された公園である。

主な施設としては、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸の整備を予定している。

利用形態としては、野洲川の自然に親しむ自由利用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等としての利用が予定されている。

自然環境保全・創出広場を設け、極力人の手を加えないこととし、また、それ以外の広場についてもより自然に近い形態とすることにより、河川環境への配慮が見られる構想であるが、環境への影響が明らかでない部分がある。

また、公園の安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について定められていよい。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

本公園は、河川敷利用の基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」および河川敷利用の基本方針に沿った目的であり、委員会の掲げる望ましい利用形態の例である「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」であると認められる。ただし、「自然環境保全・創出」について内容が具体的ではなく、また、現在は水辺に近づくことが容易であるものの、流路等の変化が生じた場合の利用のあり方について想定がなされていない。

これらのことから当委員会としては、以下のとおり意見を付すことにより、占用許可については妥当であると判断するものであるが、意見に対する実施状況について、平成29年度の委員会において、報告を求めることとする。

### 【占用許可に関する意見】

- ① イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。
- ② 広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。
- ③ 安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。
  - (1) 砂州の形・高さの変化、水深の変化に対応した安全管理、施設管理。
  - (2) 川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。
  - (3) 低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。
  - (4) 継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。
  - (5) 治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。
  - (6) 安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。
- ④ 自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。
- ⑤ 砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。

⑥ 地元の理解、意見について、今後も継続して得るよう努めていただきたい。

## 2. 検討の経緯

平成26年 7月22日	意見照会書の受理
平成26年 8月28日	第43回委員会 ・施設予定地の現地調査 ・申請者による占用許可申請説明書の説明
平成26年 9月29日	第44回委員会 ・委員による占用許可施設の審議
平成26年11月 5日	第45回委員会 ・委員による意見書（案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

な し

以上